

令和7年1月 四万十市農業委員会 議事録

1 日 時 令和7年1月10日（金）午後3時30分～午後4時20分

2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 16名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	山崎 秀和	9	坂本 一	15	伊勢脇 精藏
3	山本 美加	10	谷崎 容子	16	土居 忠栄
4	桑原 宏文	11	遠地 美千代	17	清水 優志
6	加用 雅啓	12	山本 官	18	岡崎 誠
7	安藤 久徳	13	池田 三郎		
8	徳留 佳代	14	芝 順子		

(2) 農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	4	岡本 尚子	7	宮地 浩
3	宮崎 幸一	5	宮地 秀之	8	竹村 光一

4 欠席委員

(1) 農業委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	5	井上 靖好	19	植 俊彦

(2) 農地利用最適化推進委員 1名

番号	氏名
2	武井 健治

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	村松 大
事務局長補佐	宮崎 智也	主幹	金子 伸
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	竹本 志郎	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
係長	下村 陽次郎		

6 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（4件）

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について（2件）

第3号議案 非農地証明書の交付について（4件）

第4号議案 農用地利用集積計画案について（2件）

第5号議案 農地利用最適化推進委員（欠員分）の委嘱について

報告事項

その他

発言者	発言内容
議長（清水会長）	只今から令和7年1月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。 まず事務局より諸般の報告をお願いします。
事務局	それでは諸般の報告をさせていただきます。 欠席の届出がございます。議席番号1番、篠田 新生 委員、議席番号5番 井上 靖好 委員、議席番号19番 植 俊彦 委員の3名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中16名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 推進委員は、武井 健治 委員 より欠席の届出がありました。 以上で諸般の報告を終わります。
議長（清水会長）	続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号4番 桑原 宏文 委員、議席番号6番 加用 雅啓 委員をお願いします。
議長（清水会長）	それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。 番号1。土地の表示は、鍋島字下新川 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴1年の51歳の方で、農作業への従事日数は年間280日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、管理機を所有、田植機、コンバインをリースしているとのことです。申請地は自宅から約0.5キロメートルの距離となっております。 現在、申請地は休耕中の土地もありますが、取得後は譲受人が生姜やネギ等の野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして議案書は3ページになります。 番号2。土地の表示は、江ノ村字西クチメ池 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴1年の45歳の方で、農作業への従事日数は年間100日となっております。労働力は、譲受人と農作業従事日数160日の妻の2人となっております。農機具につきましては、トラクタ

	一、コンバイン、田植機を所有しているとのこと。申請地は自宅から約1キロメートルの距離となっております。 現在、申請地は休耕中ですが、取得後は譲受人とその家族が水稻や果樹等を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして議案書は4ページになります。 番号3。土地の表示は、中村東町一丁目 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴30年の62歳の方で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、所有しておらず、クワなどを使って農作業することです。申請地は自宅から約0.5キロメートルの距離となっております。 現在、申請地は休耕中ですが、取得後は譲受人が白菜等の季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 番号4。土地の表示は、具同字イマ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は59歳の方で、農作業への従事日数は年間200日の予定となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、軽トラックと草刈り機を所有しているとのこと。申請地は自宅から約10キロメートルの距離となっております。 現在、申請地は休耕中ですが、取得後は譲受人が柿や柑橘類等の果樹を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「井上委員」は本日欠席ですが、1番について適当である旨の連絡をいただいております。 宮崎推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮崎委員 （下田・八束地区担当）	土地を見に行きましたが、譲渡人とは同級生で、こっちにいないので多分売りたいがやないかと思いましたので、農地法第3条の許可申請については適当だと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「山本美加委員」2番についてお願いします。

●3 番 山本美加委員 (中筋・東中筋地区担当)	12月28日、岡本推進委員と申請地の状況確認および代理人への聞き取りを行いました。申請地の現況は、アンノ谷以外は田となっております。 譲受人は、昨年5月に江ノ村へ転入し、農業に従事している方です。昨年5月の定例総会でも3条で申請があった方で、当時はタイで室内のレタス水耕栽培を20人雇用し20アール作っていて、帰国後は妻と2人でレタスを栽培し、徐々に室内での水耕栽培ができる環境に整えていくと言っていた方です。今回取得しようとする農地については、主に水稻を耕作していくとのこと。周辺の農地には影響はありません。農地までの道もないような申請地なので、どうするのかと確認したところ、補助金を使って道を作るそうです。また、今年からスタートする多面的機能支払交付金制度などを活用し、共同利用施設の改善・保全にも関与し、農家の悩みや相談、会議などに積極的に参加するなど、地域一体となって協力したいと考えているそうです。江ノ村の住人からは、農地を守っていつてくれることを、とても喜んでいるのが代理人の聞き取りより伝わりました。 以上のことから、農地法第3条の許可については適当であると考えます。以上です。
議長 (清水会長)	岡本推進委員から、意見などはございませんか？
◇岡本委員 (中筋・東中筋地区担当)	山本委員が発言したとおりで、見たところ何もない獣道のようなところですが、重機などを借りて、どんどん開拓していくということですので、その意見には賛成です。以上です。
議長 (清水会長)	続きまして、「岡崎委員」3番についてお願いします。
●18 番 岡崎委員 (中村地区担当)	12月20日に現地を見ました。現地は5メートル道路に面した、南側は児童公園、東はアパート、西は民家。道路面に面した18メートル、奥行25メートル、梅の木が数本植えられており、大半は草むらで枯れていました。その一部の長方形の形が今回の現地です。 24日に話を聞いたところ、自宅隣に勤めているということでした。兼業農家であることで、現在は知人の畑を手伝って野菜等を作っているそうです。今後購入しようとしていところで、白菜、玉ねぎなど季節野菜を作りたいと考えているということで、耕作意欲は十分ありました。周辺には畑などがなく、民家に挟まれた一角となります。他に及ぼす影響はなく適当であると考えます。以上です。
議長 (清水会長)	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)	12月29日に現地を確認しました。今言われたとおり、3条の許可については問題ないと思います。
議長(清水会長)	続きまして、「徳留委員」4番についてお願いします。
●8番 徳留委員 (具同地区担当)	12月22日、申請地の状況確認を行いました。申請地の現況は畑となっています。購入予定地の一部にキンカンなどの果樹が植えられているような状態でした。その後、譲受人へ電話での聞き取り調査を行いました。譲受人は会社役員をされており、農地の所有はなく、初めて耕作することです。今回取得しようとする農地については、すでに一部に果樹等が植えられている状態ですので、空いたスペースには柿や柚子を随時植樹する計画とのことでした。近隣の農地にも柿などが植えられており、周辺農地に影響はありません。農地の管理については、仕事と並行し行うとのことなので農作業に常時従事すると認められます。 以上のことから、農地法第3条の許可については適当であると考えます。以上です。
議長(清水会長)	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)	12月29日に現地を確認しました。3条の許可については特に問題ないと思います。以上です。
議長(清水会長)	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長(清水会長)	ご意見・ご質問がないようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長(清水会長)	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。
議長(清水会長)	続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。

事務局	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は5ページになります。 番号1。土地の表示は、古津賀字二丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。12月23日、会長と事務局で現地に向かい、申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、建築予定の事務所の駐車場にするものです。場所については、古津賀駅より約350メートルに位置する農地で、北側は申請者が事務所建築のため転用許可を得ている農地です。西側及び南側は市道、東側に隣接する農地の所有者からは承諾書の提出があります。排水計画について、雨水は西側及び南側の市道へ排水します。 申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第一種中高層住居専用地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。 続きまして番号2。土地の表示は、古津賀字三丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。12月23日、会長と事務局で現地に向かい、地区担当の山崎委員、申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については、古津賀駅より約700メートルに位置する農地で、北側は市道、南側は本人所有の農地、西側及び東側に隣接する農地の所有者からは同意書の提出があります。排水計画について、雑排水は、北側の既存側溝に排水します。雨水は、駐車場部分は既存側溝に自然排水し、宅地内は自然浸透排水とします。 申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第一種中高層住居専用地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山崎委員」1番・2番についてお願いします。
●2番 山崎委員 (八東・東山地区担当)	23日に現場確認をしました。番号1についてです。田から雑種地、駐車場に転用するものです。先月報告いたしました、田から宅地に転用した申請地と隣接する土地で、新たに今回の申請地を駐車場で使用するということでした。前回と同様、周辺で営農している方も同一人物で、周辺農地への日照の影響ありません。

	以上のことから、転用については適当であると考えます。 番号2についてです。田から宅地に転用するものです。 この場所も近年家が立ち並んでいる地域で、1番と同じような環境でした。よって、周辺農地への日照の影響もなく、営農への支障ありません。 以上のことから、転用については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	12月29日に現地を確認しました。今言われたように、こちらは、先月事務所を建築すると言われていた方が隣地に駐車場を建設するという話のようです。賃借人の方もよく知っている方で、問題はないと思います。 2番ですが、所有権移転については問題ないと思います。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員で意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	議席番号3番、山本です。1番についてですが、写真を見る限り耕作されてた田んぼのようですが、駐車場にするのはもったいないと思っているんですが、耕作する人がもう作らないということですか。
事務局	耕作ができないということではなく、隣が事務所になる所で、その横に駐車場を作るということで耕作者の方にも同意をもらって、そこに事務所の駐車場を作りたいということで転用の申請があった場所です。
●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	そのように私も受け入れたんですけど、田んぼの様子を見る限り作れそうな農地なので、倉庫の横に駐車場があったら便利だと思いますが、農地を守っていく、私たち農業委員として、田んぼを今作っている状況を維持できないかどうかというのを確認したいと思いました。
事務局	この土地ですが、説明の中にもありましたが、第一種中高層住居専用地域というところで、現地に行けば分かるんですが、元々の開発が住居であつたりとか、そういう目的で開発された土地で、それまでずっと荒らすわけにはいかないので、畑であつたり田んぼであつたりということをしている土地です。元々が、こういうふうの開発する用の用地になりますので、確かに古津賀この地域の中にあります

	が、確かに委員が言われているようにもったいない気はしますが、特に問題はないかと思います。
●3番 山本美加委員 (中筋・東中筋地区担当)	分かりました。ありがとうございます。
事務局	補足しますと、農振農用地であれば当然農地を守っていくというところの方向性が必要だと思いますが、こういった住居とか事務所とか駐車場とか、建ててもいいよというような区域になっていますので、そういう目的があったということで今回の申請に至っています。以上です。
議長(清水会長)	他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
議長(清水会長)	ご意見・ご質問がないようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長(清水会長)	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。
議長(清水会長)	続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は6ページになります。 番号1。土地の表示は上ノ土居字カツサ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。12月23日、地区担当の岡本推進委員と申請人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は小屋が建っている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に建物が建っている状況となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。 続きまして番号2。土地の表示は田野川字シンガエ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。12月23日、地区担当の山本委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンを

ご覧ください。現地は旧家屋の資材が置かれていたり、一部トイレとお風呂が設置されている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 17 年時点の航空写真では既に農地ではない状況となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして議案書は 7 ページになります。

番号 3。土地の表示は小西ノ川字イナヤ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。12 月 23 日、地区担当の谷崎委員、伊勢脇委員、東推進委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は道路や山林となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 17 年時点の航空写真では既に道路や山林となっております。課税状況については、小西ノ川字イナヤ 127 番 4 については公衆用道路、外 5 筆については山林での課税となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、大西ノ川字杉山 201 番、大用字アカマツ 987 番 6 については耕作放棄されてから 10 年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。蕨岡字東樽谷森甲 2668 番、2669 番については法が施行された日（昭和 27 年 10 月 21 日）よりも前から非農地であった土地であり、非農地証明の要件を満たしていると思われます。また、外 2 筆については人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして番号 4。土地の表示は具同字西行近、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。12 月 23 日、地区担当の徳留委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は原野化している状況となっております。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 19 年時点の航空写真では既に農地ではない状況となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから 10 年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。以上です。

議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山本美加委員」1番についてお願いします。
●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	12月23日、岡本推進委員と申請地の状況確認を行いました。当該地は人為的に転用した土地ではありますが、転用行為から30年以上も経過しており、面積も33平方メートルと狭く、農地行政上も、また四万十市農業委員会非農地証明事務処理要領にも特に支障はありません。 以上のことから、非農地証明については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	岡本推進委員から、意見などはございませんか？
◇岡本委員 （中筋・東中筋地区担当）	山本委員の話してくれたとおりで、何十年も前からこのような状態になっていまして、非農地の申請は妥当だと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「山本官委員」2番についてお願いします。
●12番 山本官委員 （後川地区担当）	12月23日に会長および事務局、申請代理人立会いで現地確認を行いました。当該地は、事務局の説明のとおり、一部に便所・風呂場が建っていたり、廃棄物が放置されていたりして農地への復旧は困難と思います。また、相続人も県外在住ですので田野川に帰って来るという意向はなく、放棄されてから10年以上経過していますので、農地行政上も支障はないと判断して証明書の交付は適当と考えます。以上です。
議長（清水会長）	武井推進委員は、本日欠席ですが適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「谷崎委員」「池田委員」「伊勢脇委員」3番について順番にお願いします。
●10番 谷崎委員 （蕨岡甲・東山地区担当）	蕨岡甲について説明いたします。12月23日に会長、事務局、東推進委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。事務局の説明のとおり、当該地は農地法ができる以前に植林をされたようで、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はありません。以上です。
●13番 池田委員 （蕨岡・富山地区担当）	竹屋敷ですが、ここは航空写真でも分かるように、山の中にあるということで現場確認はしておりません。相続人から聞き取りを行って、昭和20年代に植林をしてから現在に至っているということで、非農地の証明は適当だと思います。以上です。

●15 番 伊勢脇委員 (富山地区担当)	12 月 23 日に事務局、東推進委員、申請者、会長等と現地調査をしました。小西ノ川 127 番 4 については、事務局の説明どおり昭和 30 年頃より農業用道路となっており、農地への復旧はとても困難と判断しました。大西ノ川 201 番については、現地に行くことも困難な状態で、事務局が航空写真等で調査するということで現地には行っておりません。大用 987 番 6 については、以前は作付けしていたようですが、現在は雑木林、植林となっており、畑の位置すら分からないような状態で、農地への復旧は困難だと判断しました。 以上のことから、非農地証明については適当であると考えます。以上です。
議長 (清水会長)	東推進委員から、意見などはございませんか？
◇東委員 (富山・蕨岡地区担当)	小西ノ川ですが、伊勢脇委員が言われたように、道路になっていて、現在も道路で使用しているということで農地の復旧は困難だと思いますので、非農地証明の交付は適当だと思います。大西ノ川と竹屋敷は、現地に行くのが困難ということで、航空写真で見せていただきました。現地へは行っておりませんが、航空写真で見た感じでは山となっているようですので、非農地証明の交付は適当だと思います。蕨岡は、谷崎委員が言われたように、現地の確認に行きましたが、植林をして植林も大きくなっているようですので、農地への復旧は難しいということで、非農地証明の交付は適当だと思います。大用は、伊勢脇委員が言われたように、現地確認に行きましたが、かなり山のような状態になっておりますので復旧は大変だと思いますので、非農地証明の交付は適当だと思います。以上です。
議長 (清水会長)	続きまして、「徳留委員」4 番についてお願いします。
●8 番 徳留委員 (具同地区担当)	事務局の説明があつたとおり、当該地は 25 年以上前の平成 10 年頃から耕作放棄され、平成 15 年には原野状態となっていたようです。現地を確認しましたが、現在も雑木が生い茂っているような状態であり、農地への復旧は困難と判断しました。 以上のことから非農地証明の交付は適当と考えます。以上です。
議長 (清水会長)	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)	12 月 29 日に現地を確認しました。現状は写真のような状態ですので、農地への復旧は困難だと思います。また、耕作放棄してから 10 年以上経っていますので、非農地証明の交付については適当であると思います。以上です。

議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございます。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画案について議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は8ページ、農用地利用集積計画書（案）は9ページになります。 それでは1番・2番について説明いたします。借受人は東中筋地区で水稻の栽培をしている中心経営体です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は2名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は賃貸借権の設定となっております。貸借期間は、令和7年1月10日から令和12年1月9日までの5年間となっております。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山本美加委員」1番・2番についてお願いします。
●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	1月6日に申請地の状況確認および借受人への聞き取りを電話にて行いました。申請地の現況は田となっております。借受人は、認定農業者ではありませんが、地域の担い手として農地を守っています。現在、楠島で3ヘクタールの水稲を、忙しいときには妻に手伝ってもらって耕作しているそうです。今回借受しようとする農地も水稲を耕作していくとのこと。周辺の農地に影響はありません。 以上のことから、農用地利用集積計画案については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	岡本推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員 (中筋・東中筋地区担当)	私も電話で聞き取りさせてもらいましたが、頑張って作っていくということでしたので、よろしいと思います。
議長 (清水会長)	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長 (清水会長)	ご意見・ご質問がないようですので、第4号議案 農用地利用集積計画案について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》
議長 (清水会長)	ありがとうございます。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画案について、これを適当と認め答申することといたします。
議長 (清水会長)	続きまして、第5号議案 農地利用最適化推進委員 (欠員分) について議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	「第5号議案 農地利用最適化推進委員 (欠員分) の委嘱について」でございます。 令和6年11月から欠員となっておりました第6区：黒尊・奥屋内上下・玖木・口屋内・岩間・中半・茅生の農地利用最適化推進委員1名について、令和6年12月2日から12月27日までの間、推進委員を募集した結果、1名の推薦がありました。 なお、この1名の候補者について1月8日に4名の関係委員からなる農地利用最適化推進委員選考委員会を開催し、候補者として適当かどうかの審査を行い、全会一致で候補者として適当であるとの報告をいただいております。 本日の候補者選任につきましては、この選考委員会の選考結果もご参考のうえ、この1名の候補者の農地利用最適化推進委員の委嘱について、ご審議をお願いするものです。 選考結果関係資料を配布しておりますので、そちらをご確認頂きながらご審議のほどよろしくお願いいたします。 それでは、推進委員応募者について説明させていただきます。詳細につきましては、お手元の推薦申込書をご確認ください。 むろつ ひとし 65歳男性 前推進委員の弘井徹さんからの推薦です。

	過去に農協の営農指導員をしており、現在は水稻、果樹を経営しています。 奥屋内地区出身で、周辺の農業者や、農地の状況に精通しており、地域の農業の後継者として積極的に農業活動しております。 また、津大③の地域計画の中にも「地域内の農業を担う者」として掲載予定です。 以上のことから、農地利用最適化推進の活動には支障がないと考えております。 以上で説明を終わります。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第5号議案 農地利用最適化推進委員（欠員分）の委嘱について、採決いたします。事務局から説明のありました、今回応募された候補者について、農地利用最適化推進委員として委嘱することについて賛成の方は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地利用最適化推進委員（欠員分）の委嘱については、原案のとおり、1名の候補者を農地利用最適化推進委員として委嘱することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。
事務局	地域計画についてです。 地域の代表者である委員の皆さんに、2月総会で地域計画や目標地図の承認をいただきたいと考えております。 本日、資料を手渡しできたら良かったのですが、耕作者の氏名が記載されているものですので、新年会もあり、もしものことがあるといけませんので、郵送することになりました。来週にはご自宅に届くと思いますので、ご確認をいただき、修正箇所等がありましたら、中村・西土佐のそれぞれの担当事務局まで、ご連絡をお願いします。期限は、1月22日頃までをお願いします。
議長（清水会長）	以上で事務局からの説明が終わりました。 最後に、委員の皆様から何かございませんか。

議長（清水会長）	ないようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。 これにて閉会といたします。
----------	--

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 1 月 10 日

議長 清水優志

署名委員 桑原 宏 文

署名委員 加田 雅 啓